

地方独立行政法人京都市立病院機構職員給与規程

(趣旨)

第1条 この規程は、地方独立行政法人京都市立病院機構就業規則（以下「就業規則」という。）第26条の規定に基づき、次の各号に掲げる地方独立行政法人京都市立病院機構（以下「法人」という。）の職員の給与（退職手当を除く。以下同じ。）に関し必要な事項を定めるものとする。

- (1) 常勤の職員（有期雇用職員及びアルバイト職員を除く。）
- (2) 就業規則第23条第1項の規定により再雇用された者（以下「再雇用職員」という。）のうち常勤の職員以外の職員（以下「再雇用短時間勤務職員」という。）

(給料)

第2条 職員の受ける給料は、その職務の複雑、困難及び責任の度その他勤務に関する諸条件に基いたものでなければならない。

(給料表等)

第3条 給料表の種類は、次に掲げるとおりとし、各給料表の適用範囲は、それぞれ当該給料表に定めるところによる。

- (1) 医療職給料表（別表第1の1）
 - (2) 看護職給料表（別表第1の2）
 - (3) 薬剤職給料表（別表第1の3）
 - (4) 事務職・医療技術職給料表（別表第1の4）
 - (5) 技術職給料表（別表第1の5）
 - (6) 業務職給料表（別表第1の6）
- 2 職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づきこれを給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき職務の内容は、別に定める。
- 3 理事長は、職員の職務を別に定める基準に従い、第1項第1号から第6号までの給料表に掲げる職務の級のいずれかに格付けし、当該給料表によりその職員の号給を決定しなければならない。
- 4 前項の号給の決定の基準は、別に定める。
- 5 前2項の規定にかかわらず、再雇用職員の給料月額（給料の月額をいう。以下同じ。）は、各給料表に定める額とする。ただし、再雇用短時間勤務職員の給料月額は、その

額に、その職員の1週平均の正規の勤務時間数として別に定める時間数を常勤の職員の1週平均の正規の勤務時間数として別に定める時間数で除して得た数を乗じて得た額（その額に5円未満の端数があるときはこれを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときはこれを10円とする。）とする。

（昇給の基準）

第4条 職員の昇給は、別に定める日に、同日前1年間（別に定める場合にあつては、別に定める期間）におけるその者の勤務成績に応じて、行うものとする。

2 前項の規定により職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を4号給とすることを標準として別に定める基準に従い決定するものとする。

3 55歳（別に定める職員にあつては、56歳以上で別に定める年齢）に達する日以後の最初の3月31日を超えて在職する職員に関する前項の規定の適用については、同項中「4号給」とあるのは、「2号給」とする。

4 職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号給を超えて行うことができない。

5 職員の昇給は、予算の範囲内で行わなければならない。

6 前各項に規定するもののほか、職員の昇給に関し必要な事項は、別に定める。

（給料の支給）

第5条 給料は、毎月1回以上、別に定める期日に支給する。ただし、職員が離職し、又は死亡したときは、次条第2項又は第3項に定める金額を、出産、疾病、災害その他非常の場合の費用に充てるため、非常時払を請求したときは、その請求の日までの分を期日前に支給することができる。

第6条 新たに職員となった者その他新たに給料の支給を受けるべき事由が生じた職員に対しては、その日から給料を支給し、昇給、降給等により給料の額に異動を生じた職員に対しては、その日から新たに定められた給料を支給する。

2 職員が死亡したときは、その月分の給料の全額を支給する。

3 職員が離職したときその他職員に給料の支給を受けることができない事由が生じたときは、その日までの給料を支給する。

第7条 第5条ただし書又は前条（第2項を除く。）の規定により給料を支給する場合の給料の額は、その月の全日数から休日等（地方独立行政法人京都市立病院機構職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程（以下「勤務時間規程」という。）に規定する休

日（第18条を除き、以下「休日」という。）及び勤務を要しない日をいう。以下同じ。）の日数を差し引いた日数を基礎として、日割りにより計算する。ただし、これにより難しい場合における給料の額の計算の方法については、別に定める。

2 前項の規定による日数の計算の方法については、別に定める。

（初任給調整手当）

第8条 第3条第1項第1号の給料表の適用を受ける職員には、別に定める額を超えない範囲内の額を、採用の日から35年以内の期間、採用の日（別に定める職員にあっては、採用後別に定める期間を経過した日）から1年を経過するごとにその額を減じて、初任給調整手当として支給することができる。

2 前項の規定により初任給調整手当を支給される職員の範囲、初任給調整手当の支給期間及び支給額その他初任給調整手当の支給について必要な事項は、別に定める。

（扶養手当）

第9条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。

2 前項の扶養親族とは、次に掲げる親族で、職員と生計を一にし、かつ、主としてその職員の収入によって生計を維持しているものをいう。

(1) 配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）

(2) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子、孫及び弟妹

(3) 18歳未満又は60歳以上の2親等内の血族（前号に該当する者を除く。）

(4) 心身に著しい障害がある親族

第10条 扶養手当の月額を、配偶者については13,900円とし、その他の扶養親族については1人につき6,400円（職員に扶養親族でない配偶者がある場合にあつてはそのうち1人については6,900円、職員に配偶者がいない場合にあつてはそのうち1人については11,600円）とする。

2 扶養親族たる子のうちに15歳に達する日以後の最初の4月1日から22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間（以下「特定期間」という。）にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

3 前条及び前2項に規定するもののほか、扶養手当について必要な事項は、別に定める。

（通勤手当）

第11条 通勤手当は、次に掲げる職員に対して支給する。

- (1) 通勤のため、別に定める区間（以下「指定区間」という。）において交通機関又は有料の道路（以下「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金（以下「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（第3号に掲げる職員を除く。）
- (2) 通勤のため、指定区間において自転車その他の交通の用具で別に定めるもの（以下「自転車等」という。）を使用することを常例とする職員（次号に掲げる職員を除く。）
- (3) 通勤のため、指定区間において交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自転車等を使用することを常例とする職員

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に掲げる額（再雇用短時間勤務職員にあっては、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に掲げる額の範囲内において別に定める額）とする。

- (1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、別に定めるところにより算出したその者の指定区間における支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下「運賃等相当額」という。）。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「1箇月当たりの運賃等相当額」という。）が100,000円を超えるときは、支給単位期間につき、100,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（その者が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1箇月当たりの運賃等相当額の合計額が100,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、100,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）
- (2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の自転車等の使用距離（以下「使用距離」という。）の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に掲げる額（次に掲げる使用距離のうち自転車を使用する距離が片道5キロメートル未満である場合にあっては1,000円、当該距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満である場合にあっては500円をそれぞれその額に加算した額）
 - ア 使用距離が片道5キロメートル未満 2,000円
 - イ 使用距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満 4,200円
 - ウ 使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満 7,100円（京都市立京北病院又は京都市京北介護老人保健施設に勤務する職員及び当該職員との

均衡上必要があると認められるものとして別に定める職員（以下この号において「京北病院等勤務職員等」という。）にあつては、12,100円）

エ 使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満 10,000円
（京北病院等勤務職員等にあつては、15,000円）

オ 使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満 12,900円
（京北病院等勤務職員等にあつては、17,900円）

カ 使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満 15,800円
（京北病院等勤務職員等にあつては、20,800円）

キ 使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満 18,700円
（京北病院等勤務職員等にあつては、23,700円）

ク 使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満 21,600円
（京北病院等勤務職員等にあつては、26,600円）

ケ 使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満 24,400円
（京北病院等勤務職員等にあつては、29,400円）

コ 使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満 26,200円
（京北病院等勤務職員等にあつては、31,200円）

サ 使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満 28,000円
（京北病院等勤務職員等にあつては、33,000円）

シ 使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満 29,800円
（京北病院等勤務職員等にあつては、34,800円）

ス 使用距離が片道60キロメートル以上 31,600円（京北病院等勤務職員等
にあつては、36,600円）

(3) 前項第3号に掲げる職員 別に定める区分に応じ、前2号に掲げる額（1箇月当たりの運賃等相当額及び前号に掲げる額の合計額が100,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、100,000に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）、第1号に掲げる額又は前号に掲げる額

3 通勤手当は、支給単位期間（別に定める通勤手当にあつては、別に定める期間）に応じ、別に定める日に支給する。

4 通勤手当を支給される職員につき、離職その他別に定める事由が生じた場合には、当

該職員に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して別に定める額を返納させるものとする。

5 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6箇月を超えない範囲内で1箇月を単位として別に定める期間（自転車等に係る通勤手当にあつては、1箇月）をいう。

6 前各項に規定するもののほか、通勤手当について必要な事項は、別に定める。

（単身赴任手当）

第12条 単身赴任手当は、勤務場所を異にする異動に伴い、住居を移転し、別に定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該異動前の住居から当該異動後の勤務場所に通勤することが通勤距離等を考慮して別に定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員に対して支給する。ただし、配偶者の住居から当該異動後の勤務場所に通勤することが、通勤距離等を考慮して別に定める基準に照らして困難であると認められない場合は、この限りでない。

2 単身赴任手当の月額は、30,000円（別に定めるところにより算定した職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離（以下「交通距離」という。）が別に定める距離以上である職員にあつては、その額に70,000円を超えない範囲内で交通距離の区分に応じて別に定める額を加算した額）とする。

3 法人以外の地方独立行政法人法第55条に規定する一般地方独立行政法人の職員、地方公務員、一般職の国家公務員その他別に定める者から引き続き職員となったことに伴い、住居を移転し、同居していた配偶者と別居することとなった職員その他理事長が定める職員のうち、第1項の規定により単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員に対しては、前2項の規定に準じて単身赴任手当を支給する。

4 前3項に規定するもののほか、単身赴任手当について必要な事項は、別に定める。

（住居手当）

第13条 住居手当は、次の各号に掲げる職員に対して支給する。

(1) 自ら居住するため住宅（貸間を含む。次号において同じ。）を借り受け、月額12,000円を超える家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている職員（法人から住居の貸与を受けている職員その他別に定める職員を除く。）

(2) 前条第1項又は第3項の規定により単身赴任手当の支給を受ける職員で、配偶者が居住するための住宅（法人から貸与を受けている住居その他別に定める住宅を除く。）を借り受け、月額12,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのもとの権衡上必要があると認められるものとして別に定めるもの

2 住居手当の月額を、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に掲げる額（当該各号のいずれにも該当する職員にあっては、当該各号に掲げる額の合計額）とする。

(1) 前項第1号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に掲げる額（当該金額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）に相当する額

ア 月額23,000円以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から12,000円を控除した額

イ 月額23,000円を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から23,000円を控除した額の2分の1に相当する額（その額が16,000円を超えるときは、16,000円）を11,000円に加算した額

(2) 前項第2号に掲げる職員 前号の規定の例により算出した額の2分の1に相当する額（当該金額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）

3 前2項に規定するもののほか、住居手当について必要な事項は、別に定める。
(地域手当)

第14条 給料の支給を受ける職員に対しては、地域手当を支給する。

2 地域手当の月額を、次に掲げる額の合計額の100分の10（第3条第1項第1号の給料表の適用を受ける職員にあっては、100分の15）に相当する額とする。

(1) 給料月額

(2) 扶養手当の月額

(3) 管理職手当のうち別に定める額

3 前項の規定により難しい場合の地域手当の月額については、別に定める。

(特殊勤務手当)

第15条 著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他の著しく特殊な勤務で、給与上特別の考慮を必要とし、かつ、その特殊性を給料で考慮することが適当でない認められるものに従事する職員に対しては、その勤務の特殊性に応じて特殊勤務手当を支給することができる。

- 2 特殊勤務手当の種類，対象となる職員及び額は，別表第2のとおりとする。
- 3 特殊勤務手当は，月1回支給するものとし，これにより難い場合は，3月に1回又は随時支給するものとする。
- 4 前3項に定めるもののほか，特殊勤務手当について必要な事項は，別に定める。

(給与の減額)

第16条 職員が，正規の勤務時間（勤務時間規程に規定する勤務時間をいう。以下同じ。）について勤務しないときは，勤務しない時間1時間につき，給与月額（給料月額及びこれに対する地域手当の月額合計額をいう。以下同じ。）を1月平均の正規の勤務時間数として別に定める時間数で除して得た額を減額して給与を支給する。ただし，労働組合のための職員の行為の制限の特例に関する規程に規定するとき，又は勤務しないことにつき理事長の承認があったときは，この限りでない。

- 2 前項ただし書の承認の基準は，別に定める。
- 3 前2項の規定により難い場合の給与の減額については，これらの規定にかかわらず，別に定める。

(時間外勤務手当)

第17条 正規の勤務時間を超えて，又は休日等に，勤務することを命じられて勤務した職員に対しては，その勤務1時間につき，第29条に規定する勤務1時間当たりの給与額に，次の各号に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で別に定める割合（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は，その割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

- (1) 休日以外の日（次条の規定により休日勤務手当が支給されることとなる日を除く。）における勤務
- (2) 前号に掲げる勤務以外の勤務

2 再雇用短時間勤務職員が正規の勤務時間を超えて，又は休日等に，勤務することを命じられてした前項第1号に掲げる勤務のうち，その勤務をした時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務に対する同項の規定の適用については，同項各号列記以外の部分中「次の各号に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で別に定める割合」とあるのは，「100分の100」とする。

3 正規の勤務時間を超えて、又は休日等に、勤務することを命じられて勤務した時間が1箇月について60時間を超えた職員に対しては、第1項（前項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定にかかわらず、その60時間を超えてした勤務1時間につき、第29条に規定する勤務1時間当たりの給与額に、100分の150（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

（休日勤務手当）

第18条 正規の勤務として次の各号に掲げる日に勤務した職員に対しては、勤務1日につき、第29条に規定する勤務1時間当たりの給与額の12倍を超えない範囲内において別に定める額を休日勤務手当として支給することができる。

(1) 国民の祝日に関する法律に規定する休日（日曜日及び土曜日以外の日を勤務時間規程に規定する休日と定められている職員にあっては、同法に規定する休日が勤務時間規程に規定する休日に当たるときは、別に定める日）

(2) 1月1日から同月3日まで又は12月29日から同月31日まで（国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。）

（夜間勤務手当）

第19条 正規の勤務として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務することを命じられた職員に対しては、その間に勤務した全時間に対して勤務1時間につき、第29条に規定する勤務1時間当たりの給与額の100分の35を夜間勤務手当として支給する。

（宿日直手当）

第20条 本来の勤務以外の勤務として宿直勤務又は日直勤務を命じられて勤務した職員に対しては、その勤務1回につき、4,400円（入院患者の病状の急変等に対処するための医師等にあつては、23,000円）を超えない範囲内において別に定める額を宿日直手当として支給する。

（時間外勤務手当等の特例）

第21条 監視、断続的業務その他職務の特殊性により第17条から前条までの規定により難しい場合においては、第17条から前条までの規定にかかわらず、別に定めることができる。

（管理職手当）

第22条 管理職手当は、管理又は監督の地位にある職員で理事長が定めるものに対し、職務の特殊性に基づき、支給することができる。

2 管理職手当の月額は、給料月額 $\frac{100}{100}$ 分の $\frac{25}{100}$ を超えない範囲内において別に定める。

(管理職員特別勤務手当)

第23条 管理又は監督の地位にある職員で理事長が定めるものが次の各号のいずれかに該当する場合において、理事長が特に必要があると認めるときは、当該職員に対し、管理職員特別勤務手当を支給する。

(1) 臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により休日等に勤務した場合

(2) 災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合

2 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 前項第1号に掲げる場合 同項の勤務1回につき、 $12,000$ 円を超えない範囲内において別に定める額（当該勤務に従事する時間等を考慮して別に定める勤務にあつては、その額 $\frac{100}{100}$ 分の $\frac{150}{100}$ を乗じて得た額）

(2) 前項第2号に掲げる場合 同項の勤務1回につき、 $6,000$ 円を超えない範囲内において別に定める額

(期末手当)

第24条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下第27条までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、それぞれ基準日の属する月の別に定める日（次条及び第26条第1項においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前1月以内に退職し、若しくは就業規則第12条第1項第1号に該当して同規則第24条第1項の規定により解雇され、又は死亡した職員で別に定めるものについても、同様とする。

2 期末手当の額は、算定基礎額に、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に掲げる割合を乗じて得た額とする。

(1) 6月に支給する場合 $\frac{100}{100}$ 分の 122.5 （再雇用職員にあつては $\frac{100}{100}$ 分の 65 、管理又は監督の地位にある職員で理事長が定めるものにあつては $\frac{100}{100}$ 分の 102.5 ）以内

(2) 12月に支給する場合 100分の137.5（再雇用職員にあつては100分の80、管理又は監督の地位にある職員で理事長が定めるものにあつては100分の117.5）以内

3 前項の算定基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、若しくは解雇され、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは解雇され、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料月額及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。

4 次に掲げる職員については、前項の規定にかかわらず、同項の合計額に、給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に100分の20を超えない範囲内において理事長が定める割合を乗じて得た額（管理又は監督の地位にある職員で理事長が定めるものにあつては、その額に、給料月額に100分の25を超えない範囲内において理事長が定める割合を乗じて得た額を加算した額）を加算した額を第2項の算定基礎額とする。

(1) 第3条第1項第4号の給料表の適用を受ける職員のうちその職務の級が4級以上である職員その他第2項の算定基礎額についてこれに準じる取扱いをすることが適当と認められる職員として理事長が定めるもの

(2) 第3条第1項第4号の給料表以外の給料表の適用を受ける職員のうちその職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮して前号の職員に相当する職員として理事長が定めるもの

第25条 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。

(1) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に就業規則第32条第1項の規定による懲戒解雇の処分を受けた職員

(2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に就業規則第24条第1項第3号の規定により解雇された職員（就業規則第12条第1項第1号に該当して解雇された職員を除く。）

(3) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの

- (4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの

第26条 理事長は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当するときは、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。

- (1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法第6編に規定する略式手続によるものを除く。第5項において同じ。）をされ、その判決が確定していないとき。
- (2) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であって、その者に対し期末手当を支給することが、公務に対する信頼を確保し、期末手当に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持するうえで重大な支障を生じると認められるとき。

2 理事長は、前項の規定による期末手当の支給を一時差し止める処分（以下「一時差止処分」という。）をしたときは、当該一時差止処分を受けた者にその旨を記載した文書を交付しなければならない。

3 前項の文書の交付は、一時差止処分を受けた者の所在が判明しない場合においては、その内容を法人の事務所の掲示場に掲示することをもって交付に代えることができる。この場合においては、その掲示した日から起算して2週間を経過した日に、文書の交付があったものとみなす。

4 理事長は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、前号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認められるときは、この限りでない。

- (1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかった場合

(2) 一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があった場合

(3) 一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく当該一時差止処分に係る期末手当の基準日から起算して1年を経過した場合

5 前項の規定は、理事長が、一時差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、期末手当の支給を差し止める必要がなくなったとして当該一時差止処分を取り消すことを妨げるものではない。

6 理事長は、一時差止処分をするときは、当該一時差止処分を受けるべき者に対し、当該一時差止処分の際、一時差止処分の事由を記載した説明書を交付しなければならない。

7 前各項に規定するもののほか、一時差止処分に関し必要な事項は、別に定める。

(勤勉手当)

第27条 勤勉手当は、基準日にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6月以内の期間（別に定める場合にあつては、別に定める期間）におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月の別に定める日に支給する。これらの基準日前1月以内に退職し、若しくは就業規則第12条第1項第1号に該当して同規則第24条第1項の規定により解雇され、又は死亡した職員で別に定めるものについても、同様とする。

2 勤勉手当の額については、別に定める。ただし、6月又は12月に支給する勤勉手当のそれぞれの総額は、前項の職員のうち次の各号に掲げる職員の区分に応じ当該各号に掲げる額を超えてはならない。

(1) 再雇用職員以外の職員 算定基礎額に100分の85（管理又は監督の地位にある職員で理事長が定めるものにあつては、100分の105）を乗じて得た額の総額

(2) 再雇用職員 算定基礎額に100分の40を乗じて得た額の総額

3 前項各号の算定基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、若しくは解雇され、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは解雇され、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき第24条第3項に規定する合計額とする。

4 第24条第4項の規定は、第2項各号の算定基礎額について準用する。この場合にお

いて、同条第4項各号列記以外の部分中「前項」とあるのは、「第27条第3項」と読み替えるものとする。

- 5 前2条の規定は、第1項の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において、第25条各号列記以外の部分中「前条第1項」とあるのは「第27条第1項」と、同条第1号中「支給日」とあるのは「支給日（第27条第1項に規定する別に定める日をいう。以下この条及び次条において同じ。）」と読み替えるものとする。

(特定の職員についての適用除外)

第28条 第4条、第8条から第10条まで、第13条の規定は、再雇用職員には適用しない。

- 2 第17条から第19条までの規定は、管理又は監督の地位にある職員で理事長が定めるものには適用しない。

(勤務1時間当たりの給与額)

第29条 時間外勤務手当、休日勤務手当及び夜間勤務手当の額の計算の基礎となる勤務1時間当たりの給与額は、給与月額及び別に定める手当の月額の合計額を1月平均の正規の勤務時間数として別に定める時間数で除して得た額とする。

(休職者の給与)

第30条 休職中の職員（別に定める職員を除く。）に対しては、次の区分により給与を支給することができる。ただし、地方公務員災害補償法第28条又は第28条の2の規定により補償を受けることができる場合において、当該補償を受けることができる期間に係る給与（期末手当及び勤勉手当を除く。）については、この限りでない。

- (1) 職員が結核性呼吸器病にかかり、就業規則第19条第1項第2号に掲げる事由に該当して休職されたときは、その休職の期間が満2年に達するまで、給料、扶養手当、これらに対する地域手当及び住居手当の全額並びに期末手当及び勤勉手当
- (2) 職員が前号以外の傷病により、就業規則第19条第1項第2号に掲げる事由に該当して休職されたときは、その休職の期間が満1年に達するまでの給料、扶養手当、これらに対する地域手当及び住居手当の全額並びに期末手当及び勤勉手当、満1年を超え満2年に達するまでは給料、扶養手当、これらに対する地域手当及び住居手当のそれぞれ3分の2並びに期末手当及び勤勉手当
- (3) 職員が就業規則第19条第1項第4号に掲げる事由に該当して休職されたときは、その休職の期間中、給料、扶養手当、これらに対する地域手当及び住居手当のそれ

ぞれ10分の6以内

(初任給調整手当等の支給方法)

第31条 第8条から前条までに規定する給与の支給方法に関し必要な事項は、この規程で別に定めるものを除き、別に定める。

(控除金)

第32条 次に掲げるものについては、給与を支給する際、その給与から控除することができる。

- (1) 京都市職員厚生会（以下「厚生会」という。）の会費
- (2) 厚生会の貸付金の弁済金
- (3) 厚生会が指定し、又はあつせんする物品の購入代金
- (4) 厚生会における福祉厚生積立金
- (5) 厚生会の団体取扱いに係る保険契約（保険法第2条第1号に規定する保険契約をいう。）に基づく保険料
- (6) 労働組合法に規定された労働組合の組合費
- (7) 団体取扱いに係る簡易保険料
- (8) 財形貯蓄積立金
- (9) 前各号に定めるもののほか、労働基準法第24条第1項ただし書に規定する協定によるもの

(口座振替による支払)

第33条 給与は、職員の申出があるときは、口座振替の方法により支払うことができる。

(補則)

第34条 この規程において別に定めることとされている事項並びにこの規程の施行に関し必要な事項については、この規程に特別の定があるものを除き、理事長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成23年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程の施行に伴う経過措置に関し必要な事項は、理事長が定める。

(引継職員に係る京都市職員給与条例の一部を改正する条例施行日前日額の保障)

- 3 平成19年3月31日において京都市職員として在職し、地方独立行政法人法第59

条第2項の規定により職員となった者（以下「引継職員」という。）で、京都市職員給与条例の一部を改正する条例（平成19年3月26日条例第37号）附則第7項の規定による給料を支給される職員については、平成19年4月1日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が、切替日から引き続き、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる額に達しない職員（別に定める職員を除く。）には、平成29年3月31日までの間、給料月額のほか、その差額に相当する額（以下「差額相当額」という。）（平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間にあつては差額相当額に3分の2を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）、同年4月1日から平成29年3月31日までの間にあつては差額相当額に3分の1を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額））を給料として支給する。

- (1) 引継職員で、平成21年12月1日において、京都市職員給与条例等の一部を改正する条例（平成21年11月30日京都市条例第24号）による改正後の京都市職員給与条例別表第1の1又は別表第1の3から別表第1の8までの規定の適用を受ける職員 次に掲げる期間の区分に応じ、それぞれ次に掲げる額
 - ア 切替日から平成21年11月30日までの期間 当該職員が切替日の前日において受けていた給料月額
 - イ 平成21年12月1日から平成24年3月31日までの期間 当該職員が切替日の前日において受けていた給料月額に100分の99.76を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）
- (2) 引継職員で、平成24年4月1日において、地方独立行政法人京都市立病院機構職員給与規程の一部を改正する規程（平成24年3月22日決定）による改正後の地方独立行政法人京都市立病院機構職員給与規程の一部を改正する規程別表第1の2から別表第1の6までの規定の適用を受ける職員 次に掲げる期間の区分に応じ、それぞれ次に掲げる額
 - ア 平成24年4月1日から同年11月30日までの期間 当該職員が切替日の前日において受けていた給料月額に100分の99.76を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）
 - イ 平成24年12月1日から平成26年3月31日までの期間 当該職員が切替日の前日において受けていた給料月額に100分の99.39を乗じて得た額（その

額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)

(3) 平成26年4月1日において、地方独立行政法人京都市立病院機構職員給与規程の一部を改正する規程(平成26年3月25日決定)による改正後の地方独立行政法人京都市立病院機構職員給与規程別表第1の2から別表第1の6までの規定の適用を受ける職員 次に掲げる期間の区分に応じ、それぞれ次に掲げる額

ア 平成26年4月1日から平成28年3月31日までの期間 当該職員が切替日の前日において受けていた給料月額に100分の99.39を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)

イ 平成28年4月1日以後の期間 当該職員が切替日の前日において受けていた給料月額に100分の95.41を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)

(4) 前3号に掲げる職員以外の職員 当該職員が切替日の前日において受けていた給料月額

(特定の職務の級の切替え)

4 平成25年4月1日(以下「切替日」という。)の前日において別表第1の6の給料表の適用を受けていた職員のうち、同日において当該職員が属していた職務の級(以下「旧級」という。)が4級であったもの(別に定める者を除く。)の切替日における職務の級(以下「新級」という。)は、3級とする。

(特定の号給の切替え)

5 前項の規定により職務の級が切り替えられる職員の切替日における号給(以下「新号給」という。)は、切替日の前日においてその者が受けていた号給(以下「旧号給」という。)の給料月額と同額の号給とする。ただし、旧号給の給料月額と同額の号給がない場合は、旧号給の給料月額に直近の額の号給とする。

(切替日前の異動者の号給の調整)

6 切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び別に定めるこれに準じる職員の新号給については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、別に定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(給料の切替えに伴う経過措置)

7 切替日の前日から引き続き別表第1の6の給料表の適用を受ける職員で、その者の受

ける給料月額が、切替日から引き続き、次の各号に掲げる期間の区分に応じ、当該各号に掲げる額に達しない職員（別に定める職員を除く。）には、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。

(1) 切替日から平成28年3月31日までの期間 当該職員が切替日の前日において受けていた給料月額

(2) 平成28年4月1日以後の期間 当該職員が切替日の前日において受けていた給料月額に100分の96を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）

8 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（前項に規定する職員を除く。）のうち、切替日以後に別表第1の6の給料表の適用を受け、又は受けたことがある職員について、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、別に定めるところにより、同項の規定に準じて、給料を支給する。

9 切替日以後に新たに別表第1の6の給料表の適用を受けることとなった職員について、採用の事情等を考慮して前2項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、別に定めるところにより、前2項の規定に準じて、給料を支給する。

10 第6項から前項までの規定による給料を支給される職員に関する第14条第2項、第16条第1項、第24条第3項、同条第4項（第27条第4項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）、同条第3項及び別表第3中「給料月額」とあるのは「給料月額と附則第6項、第7項又は第8項の規定による給料の額との合計額」と、第27条第3項中「合計額」とあるのは「合計額、附則第6項、第7項又は第8項の規定による給料の額及び当該額に第14条第2項に規定する割合を乗じて得た額の合計額」とする。

(住居手当に関する特例)

11 平成28年4月1日から平成33年3月31日までの間における第13条第1項各号に掲げる職員（同項各号に規定する住宅で京都市の区域内に存するものを借り受けている者に限る。）の住居手当の月額は、同条第2項の規定にかかわらず、同項の規定を適用した場合にその者が支給を受けることができる額に、同項第1号に掲げる職員にあっては3,000円、同項第2号に掲げる職員にあっては1,500円を、それ

ぞれ加算した額とする。

附 則（平成23年11月30日決定）

この規程は、平成23年12月1日から施行する。

附 則（平成24年3月22日決定）

（施行期日）

1 この規程は、平成24年4月1日から施行する。

（特定の職務の級の切替え）

2 平成24年4月1日（以下「切替日」という。）の前日においてこの規程による改正前の地方独立行政法人京都市立病院機構職員給与規程別表第1の4及び別表第1の5の給料表の適用を受けていた職員のうち、同日においてこれらの職員が属していた職務の級（以下「旧級」という。）が附則別表の旧級の欄に掲げられている職務の級であったものの切替日における職務の級（以下「新級」という。）は、旧級に対応する同表の新級の欄に掲げる職務の級とする。

（特定の号給の切替え）

3 切替日の前日においてこの規程による改正前の地方独立行政法人京都市立病院機構職員給与規程別表第1の4及び別表第1の5の給料表の適用を受けていた職員のうち、旧級が3級又は4級であったものの切替日における号給は、切替日の前日においてその者が受けていた号給（以下「旧号給」という。）の給料月額と同額の号給とする。ただし、旧号給の給料月額と同額の号給がない場合は、旧号給の給料月額に直近の額の号給とする。

（切替日前の異動者の号給の調整）

4 切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び別に定めるこれに準じる職員の新号給については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、別に定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（給料の切替えに伴う経過措置）

5 切替日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、平成24年12月1日において、地方独立行政法人京都市立病院機構職員給与規程の一部を改正する条例（平成24年11月26日決定）による改正後の地方独立行政法人京都市立病院機構職員給与規程別表第1の4又は別表第1の5の規定の適用を受ける職員で、その

者の受ける給料月額が、切替日から引き続き、次の各号に掲げる期間の区分に応じ、当該各号に掲げる額に達しない職員（別に定める職員を除く。）には、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。

(1) 切替日から平成24年11月30日までの期間 当該職員が切替日の前日において受けていた給料月額

(2) 平成24年12月1日から平成28年3月31日までの期間 当該職員が切替日の前日において受けていた給料月額に100分の99.63を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）

(3) 平成28年4月1日以後の期間 当該職員が切替日の前日において受けていた給料月額に100分の95.64を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）

6 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（前項に規定する職員を除く。）について、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、別に定めるところにより、同項の規定に準じて、給料を支給する。

7 切替日以後に新たに給料表の適用を受けることとなった職員について、採用の事情等を考慮して前2項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、別に定めるところにより、前2項の規定に準じて、給料を支給する。

8 第5項から前項までの規定による給料を支給される職員に関するこの規程による改正後の地方独立行政法人京都市立病院機構職員給与規程（以下「改正後の規程」という。）第14条第2項、第16条第1項、第24条第3項、同条第4項（改正後の規程第27条第4項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）、同条第3項及び別表第2の規定の適用については、改正後の規程第14条第2項、第16条第1項、第24条第3項、同条第4項及び別表第3中「給料月額」とあるのは「給料月額と地方独立行政法人京都市立病院機構職員給与規程の一部を改正する規程（平成24年3月22日決定。以下「平成24年改正規程」という。）附則第5項、第6項又は第7項の規定による給料の額との合計額」と、改正後の規程第27条第3項中「合計額」とあるのは「合計額、平成24年改正規程附則第5項、第6項又は第7項の規定による給料の額及び当該額に第14条第2項に規定する割合を乗じて得た額の

合計額」とする。

(その他の経過措置)

- 9 この附則において別に定めることとされている事項及びこの規程の施行に関し必要な経過措置は、理事長が定める。

(関係規程の一部改正)

- 10 地方独立行政法人京都市立病院機構職員の倫理の保持に関する規程の一部を次のように改正する。

第8条各号列記以外の部分中「7級」を「6級」に改める。

- 11 地方独立行政法人京都市立病院機構職員退職手当支給規程の一部を次のように改正する。

附則に次の2項を加える。

- 10 退職の日において、地方独立行政法人京都市立病院機構職員給与規程の一部を改正する規程（平成24年3月22日決定。以下「平成24年改正規程」という。）附則第5項から第7項までの規定による給料を支給される職員に関する第5条第1項及び第3項の規定の適用については、同条第1項第1号中「給料月額（以下「退職日給料月額」という。）」とあるのは「給料月額と平成24年改正規程附則第5項、第6項又は第7項の規定による給料の額との合計額（以下「退職日給料月額」という。）」と、同条第3項の表第1項第1号の項中「給料月額」とあるのは「給料月額と平成24年改正規程附則第5項、第6項又は第7項の規定による給料の額との合計額」とする。

- 11 第5条第2項の規定による給料月額の減額をされたことがある職員のうち、当該給料月額の減額がされなかったものとした場合に、同項に規定する減額日において、平成24年改正規程附則第5項から第7項までの規定による給料を支給されることとなるものに関する第5条第2項の規定の適用については、同項各号列記以外の部分中「給料月額のうち最も多いもの」とあるのは、「給料月額と平成24年改正規程附則第5項、第6項又は第7項の規定による給料の額との合計額のうち最も多いもの」とする。

- 12 地方独立行政法人京都市立病院機構旅費規程の一部を次のように改正する。

別表備考以外の部分中「9級、8級及び7級」を「8級、7級及び6級」に改める。

附則別表

旧 級	新 級
3 級	3 級
4 級	
5 級	4 級
6 級	5 級
7 級	6 級
8 級	7 級
9 級	8 級

附 則（平成 24 年 1 月 26 日決定）

（施行期日）

- 1 この規程は、平成 24 年 1 月 2 日から施行する。
（平成 24 年 1 月に支給する期末手当に関する特例措置）
- 2 平成 24 年 1 月に支給する期末手当の額は、第 1 条の規定による改正後の地方独立行政法人京都市立病院機構職員給与規程第 24 条第 2 項から第 4 項までの規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から次に掲げる額の合計額（以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。
 - (1) 平成 24 年 4 月 1 日（同月 2 日からこの規程の施行の日（以下「施行日」という。）までの間に職員以外の者又は職員であって医療職給料表の規定の適用を受ける職員（再雇用職員を除く。）及び適用される給料表並びにその職務の級及び号給がそれぞれ附則別表の給料表欄、職務の級欄及び号給欄に掲げるものであるもの（地方独立行政法人京都市立病院機構職員給与規程の一部を改正する規程（平成 24 年 3 月 22 日決定）附則第 5 項から第 7 項までの規定の適用を受けない職員に限る。）からこれらの職員以外の職員（以下この項において「減額改定対象職員」という。）となった者（同年 4 月 1 日に減額改定対象職員であった者で任用の事情を考慮して別に定めるものを除く。）にあつては、その減額改定対象職員となった日（当該日が 2 以上あるときは、当該日のうち別に定める日）において減額改定対象職員が受けるべき給料、初任給調整手当、扶養手当、単身赴任手当（地方独立行政法人京都市立病院機構職員給与規程第 12 条第 2 項に規定する別に定める額を除く。）、住居手当、地域手当及び

管理職手当（地方独立行政法人京都市立病院機構職員給与規程施行細則第56条ただし書の規定により支給されるものを除く。）の月額合計額に100分の0.37を乗じて得た額に、同月から施行日の属する月の前月までの月数（同年4月1日から施行日の前日までの期間において在職しなかった期間、給料を支給されなかった期間、減額改定対象職員以外の職員であった期間その他の別に定める期間がある職員にあっては、当該月数から当該期間を考慮して別に定める月数を減じた月数）を乗じて得た額

(2) 平成24年6月1日において減額改定対象職員であった者（任用の事情を考慮して別に定める者を除く。）に同月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.37を乗じて得た額

（その他の経過措置）

3 この附則において別に定めることとされている事項及びこの規程の施行に関し必要な経過措置は、理事長が定める。

附則別表

給 料 表	職 務 の 級	号 給
看 護 職 給 料 表	1 級	1 号給から 1 0 5 号給まで
	2 級	1 号給から 4 0 号給まで
	3 級	1 号給から 5 6 号給まで
	4 級	1 号給から 4 8 号給まで
	5 級	1 号給から 4 4 号給まで
	6 級	1 号給から 4 4 号給まで
	7 級	1 号給から 3 6 号給まで
	8 級	1 号給から 2 0 号給まで
薬 剤 職 給 料 表	1 級	1 号給から 1 0 5 号給まで
	2 級	1 号給から 5 6 号給まで
	3 級	1 号給から 5 6 号給まで
	4 級	1 号給から 4 8 号給まで
	5 級	1 号給から 4 4 号給まで
	6 級	1 号給から 3 6 号給まで
	7 級	1 号給から 2 0 号給まで
事 務 職 ・ 医 療 技 術 職 給 料 表	1 級	1 号給から 9 7 号給まで
	2 級	1 号給から 6 4 号給まで
	3 級	1 号給から 6 0 号給まで
	4 級	1 号給から 4 8 号給まで
	5 級	1 号給から 4 4 号給まで
	6 級	1 号給から 3 6 号給まで
	7 級	1 号給から 2 0 号給まで
技 術 職 給 料 表	1 級	1 号給から 9 7 号給まで
	2 級	1 号給から 6 4 号給まで
	3 級	1 号給から 6 0 号給まで
	4 級	1 号給から 4 8 号給まで
	5 級	1 号給から 4 4 号給まで
	6 級	1 号給から 3 6 号給まで
	7 級	1 号給から 2 0 号給まで
業 務 職 給 料 表	1 級	1 号給から 9 7 号給まで
	2 級	1 号給から 6 4 号給まで
	3 級	1 号給から 6 0 号給まで
	4 級	1 号給から 5 2 号給まで
	5 級	1 号給から 4 8 号給まで
	6 級	1 号給から 4 4 号給まで

附 則（平成25年3月18日決定）

（施行期日）

1 この規程は、平成25年4月1日から施行する。

（特定の職務の級の切替え）

2 平成25年4月1日（以下「切替日」という。）の前日においてこの規程による改正前の地方独立行政法人京都市立病院機構職員給与規程（以下「改正前の規程」という。）別表第1の2の給料表の適用を受けていた職員のうち、同日において当該職員が属していた職務の級（以下「旧級」という。）が附則別表の旧級の欄に掲げられている職務の級であったものの切替日における職務の級（以下「新級」という。）は、旧級に対応する同表の新級の欄に掲げる職務の級とする。

（特定の号給の切替え）

3 切替日の前日において改正前の規程別表第1の2の給料表の適用を受けていた職員のうち、旧級が3級又は4級であったものの切替日における号給（以下「新号給」という。）は、切替日の前日においてその者が受けていた号給（以下「旧号給」という。）の給料月額と同額の号給とする。ただし、旧号給の給料月額と同額の号給がない場合は、旧号給の給料月額に直近の額の号給とする。

（切替日前の異動者の号給の調整）

4 切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び別に定めるこれに準じる職員の新号給については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、別に定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（給料の切替えに伴う経過措置）

5 切替日の前日から引き続き地方独立行政法人京都市立病院機構給与規程（以下「給与規程」という。）別表第1の2の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が、切替日から引き続き、次の各号に掲げる期間の区分に応じ、当該各号に掲げる額に達しない職員（別に定める職員を除く。）には、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。

(1) 切替日から平成28年3月31日までの期間 当該職員が切替日の前日において受けていた給料月額

(2) 平成28年4月1日以後の期間 当該職員が切替日の前日において受けていた給

料月額に100分の96を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）

6 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（前項に規定する職員を除く。）のうち、切替日以後に給与規程別表第1の2の給料表の適用を受け、又は受けたことがある職員について、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、別に定めるところにより、同項の規定に準じて、給料を支給する。

7 切替日以後に新たに給与規程別表第1の2の給料表の適用を受けることとなった職員について、採用の事情等を考慮して前2項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、別に定めるところにより、前2項の規定に準じて、給料を支給する。

8 第5項から前項までの規定による給料を支給される職員に関するこの規程による改正後の地方独立行政法人京都市立病院機構職員給与規程（以下「改正後の規程」という。）第14条第2項、第16条第1項、第24条第3項、同条第4項（改正後の規程第27条第4項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）、同条第3項及び別表第3の規定の適用については、改正後の規程第14条第2項、第16条第1項、第24条第3項、同条第4項及び別表第3中「給料月額」とあるのは「給料月額と地方独立行政法人京都市立病院機構職員給与規程の一部を改正する規程（平成25年3月18日決定。以下「平成25年改正規程」という。）附則第5項、第6項又は第7項の規定による給料の額との合計額」と、改正後の規程第27条第3項中「合計額」とあるのは「合計額、平成25年改正規程附則第5項、第6項又は第7項の規定による給料の額及び当該額に第14条第2項に規定する割合を乗じて得た額の合計額」とする。

（その他の経過措置）

9 この附則において別に定めることとされている事項及びこの規程の施行に関し必要な経過措置は、理事長が定める。

（関係規程の一部改正）

10 地方独立行政法人京都市立病院機構旅費規程の一部を次のように改正する。

別表備考以外の部分中「8級及び7級」を「7級及び6級」に改める。

附則別表

旧 級	新 級
3 級	3 級
4 級	
5 級	4 級
6 級	5 級
7 級	6 級
8 級	7 級
9 級	8 級

附 則（平成 26 年 3 月 25 日決定）

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 26 年 12 月 4 日決定）

（施行期日）

- この規程は、平成 26 年 12 月 10 日から施行する。ただし、地方独立行政法人京都市立病院機構職員給与規程第 28 条の改正規定及び附則第 3 項の改正規定は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

（適用区分）

- 改正後の地方独立行政法人京都市立病院機構職員給与規程（以下「改正後の規程」という。）第 11 条第 2 項及び別表第 1 の 1 から別表第 1 の 6 までの規定は平成 26 年 4 月 1 日から、改正後の規程第 27 条第 2 項の規定は同年 12 月の支給に係る勤勉手当から適用する。

（勤勉手当の額の特例）

- 平成 26 年 12 月の支給に係る勤勉手当の額に関する改正後の規程第 27 条第 2 項の規定の適用については、同項第 1 号中「100 分の 75」とあるのは「100 分の 82.5」と、「100 分の 95」とあるのは「100 分の 102.5」と、同項第 2 号中「100 分の 35」とあるのは「100 分の 37.5」とする。

（給与の内払）

- 改正後の規程の規定を適用する場合においては、改正前の地方独立行政法人京都市立病院機構職員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。

（その他の経過措置）

5 前3項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な経過措置は、理事長が定める。

附 則（平成28年3月14日決定）

（施行期日）

1 この規程は、平成28年3月18日から施行する。

（適用区分）

2 この規定による改正後の地方独立行政法人京都市立病院機構職員給与規程（以下「改正後の規程」という。）別表第1の1から別表第1の6までの規定は平成27年4月1日から、改正後の規程第27条第2項の規定は同年12月の支給に係る勤勉手当から適用する。

（勤勉手当の額の特例）

3 平成27年12月の支給に係る勤勉手当の額に関する改正後の規程第27条第2項の規定の適用については、同項第1号中「100分の80」とあるのは「100分の85」と、「100分の100」とあるのは「100分の105」と、同項第2号中「100分の37.5」とあるのは「100分の40」とする。

（給与の内払）

4 改正後の規程の規定を適用する場合においては、改正前の地方独立行政法人京都市立病院機構職員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。

附 則（平成28年3月29日決定）

（施行期日）

1 この規程は、平成28年4月1日から施行する。

（切替日前の異動者の号給の調整）

2 平成28年4月1日（以下附則第7項までにおいて「切替日」という。）前に職務の級を異にして異動した職員及び別に定めるこれに準じる職員の新号給については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、別に定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（給料の切替えに伴う経過措置）

3 切替日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料

月額が同日において受けていた給料月額に達しないこととなるもの（別に定める職員を除く。）には、平成31年3月31日までの間、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。

- 4 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（前項の職員を除く。）について、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、別に定めるところにより、同項の規定に準じて、給料を支給する。
- 5 切替日以後に新たに給料表の適用を受けることとなった職員について、任用の事情等を考慮して前2項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、別に定めるところにより、これらの規定に準じて、給料を支給する。
- 6 第1条の規定による改正後の地方独立行政法人京都市立病院機構職員給与規程（以下「新規程」という。）附則第3項及び第7項から第9項まで、地方独立行政法人京都市立病院機構職員給与規程の一部を改正する規程（平成24年3月22日決定）附則第5項から第7項まで又は地方独立行政法人京都市立病院機構職員給与規程の一部を改正する規程（平成25年3月18日決定）附則第5項から第7項までの規定（以下「切替経過措置規定」という。）による給料を支給されることとなる職員のうち、前3項の規定に該当するものについては、前3項の規定又は切替経過措置規定にかかわらず、平成31年3月31日までの間、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる給料を支給しない。
 - (1) 前3項の規定による給料の額が切替経過措置規定による給料の額以下となる職員
前3項の規定による給料
 - (2) 前3項の規定による給料の額が切替経過措置規定による給料の額を上回ることとなる職員
切替経過措置規定による給料
- 7 附則第3項から第5項までの規定による給料を支給される職員に関する新規程第14条第2項、第16条第1項、第22条第2項、第24条第3項、同条第4項（新規程第25条第4項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）、同条第3項及び別表第2の規定の適用については、新規程第14条第2項中「給料月額」とあるのは「給料月額と地方独立行政法人京都市立病院機構職員給与規程の一部を改正する規程（平成28年3月 日決定）附則第3項から第5項までの規定による給料の額（以下「経過措置給料額」という。）との合計額」と、新規程第16条第1項、第2

2条第2項，第24条第3項，同条第4項及び別表第2中「給料月額」とあるのは「給料月額と経過措置給料額との合計額」と，新規程第25条第3項中「合計額」とあるのは「合計額，経過措置給料額及び当該経過措置給料額に第14条第2項に規定する割合を乗じて得た額の合計額」とする。

(住居手当に関する経過措置)

- 8 新規程第13条の規定にかかわらず，この規程の施行の日（以下「施行日」という。）から平成29年3月31日までの間における同条の規定の適用については，同条第1項各号及び第2項第1号ア中「12,000円」とあるのは「17,000円」と，同号イ中「2分の1」とあるのは「32分の9」と，「16,000円」とあるのは「9,000円」と，「11,000円」とあるのは「6,000円」とし，平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間における同条の規定の適用については，同条第1項及び第2項第1号ア中「12,000円」とあるのは「14,000円」と，同号イ中「2分の1」とあるのは「32分の13」と，「16,000円」とあるのは「13,000円」と，「11,000円」とあるのは「9,000円」とする。
- 9 新規程第13条第1項第1号に掲げる職員（以下「新第1号職員」という。）に該当しない職員のうち，京都市の区域内に存する住宅（施行日以後に自ら新築し，又は購入した住宅で，自ら居住するものに限る。）を所有しているもの（別に定めるこれに準じるものを含む。）については，第1条の規定による改正前の地方独立行政法人京都市立病院機構職員給与規程（以下「旧規程」という。）第13条（第1項第2号及び第2項第2号を除く。）の規定は，平成33年3月31日までの間，なおその効力を有する。
- 10 新第1号職員に該当しない職員（前項の職員を除く。）については，旧規程第13条（第1項第2号及び第2項第2号を除く。）の規定は，平成31年3月31日までの間，なおその効力を有する。この場合において，次の表の第1欄に掲げる期間の区分に応じ，同表第2欄に掲げる規定中同表第3欄に掲げる字句は，それぞれ同表第4欄に掲げる字句とする。

平成28年4月1日 から平成29年 3月31日まで	旧規程第13条第2項 第1号ア	10,500円	8,000円
	旧規程第13条第2項 第1号イ	9,500円	7,500円

平成29年4月1日 から平成30年 3月31日まで	旧規程第13条第2項 第1号ア	10,500円	5,500円
	旧規程第13条第2項 第1号イ	9,500円	5,000円
平成30年4月1日 から平成31年 3月31日まで	旧規程第13条第2項 第1号ア	10,500円	3,000円
	旧規程第13条第2項 第1号イ	9,500円	2,500円

11 新第1号職員に該当する者の新規程第13条第2項第1号の規定による住居手当の月額が、その者が新第1号職員に該当しないものとした場合に前項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧規程第13条第2項第1号の規定による住居手当の月額に満たないときは、新規程第13条第2項第1号の規定にかかわらず、当該額をその者の同号の規定による住居手当の月額とする。

12 新規程第13条第1項第2号に掲げる職員（以下「新第2号職員」という。）に該当しない職員のうち、京都市の区域内に存する住宅（施行日以後に自ら新築し、又は購入した住宅で、配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）が居住するものに限る。）を所有しているもの（別に定めるこれに準じるものを含む。）その他これらのものとの権衡上必要があると認められる職員については、旧規程第13条（第1項第1号及び第2項第1号を除く。）の規定は、平成33年3月31日までの間、なおその効力を有する。

13 新第2号職員に該当しない職員（前項の職員を除く。）については、旧規程第13条（第1項第1号及び第2項第1号を除く。）の規定は、平成31年3月31日までの間、なおその効力を有する。この場合において、次の表の第1欄に掲げる期間の区分に応じ、同表第2欄に掲げる規定中同表第3欄に掲げる字句は、それぞれ同表第4欄に掲げる字句とする。

平成28年4月1日 から平	旧規程第13条第2項第2号ア	前号アに掲げる額の2分の1に相当する額（当該金額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）	4,000円
------------------	----------------	---	--------

成 2 9 年 3 月 3 1 日まで	旧規程第 1 3 条第 2 項第 2 号イ	前号イに掲げる額の 2 分の 1 に相当する額（当該金額に 1 0 0 円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）	3, 7 0 0 円
平成 2 9 年 4 月 1 日から平	旧規程第 1 3 条第 2 項第 2 号ア	前号アに掲げる額の 2 分の 1 に相当する額（当該金額に 1 0 0 円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）	2, 7 0 0 円
成 3 0 年 3 月 3 1 日まで	旧規程第 1 3 条第 2 項第 2 号イ	前号イに掲げる額の 2 分の 1 に相当する額（当該金額に 1 0 0 円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）	2, 5 0 0 円
平成 3 0 年 4 月 1 日から平	旧規程第 1 3 条第 2 項第 2 号ア	前号アに掲げる額の 2 分の 1 に相当する額（当該金額に 1 0 0 円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）	1, 5 0 0 円
成 3 1 年 3 月 3 1 日まで	旧規程第 1 3 条第 2 項第 2 号イ	前号イに掲げる額の 2 分の 1 に相当する額（当該金額に 1 0 0 円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）	1, 2 0 0 円

14 新第 2 号職員に該当する者の新規程第 1 3 条第 2 項第 2 号の規定による住居手当の月額が、その者が新第 2 号職員に該当しないものとした場合に前項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧規程第 1 3 条第 2 項第 2 号の規定による住居手当の月額に満たないときは、新規程第 1 3 条第 2 項第 2 号の規定にかかわらず、当該額をその者の同号の規定による住居手当の月額とする。

15 新第 1 号職員又は新第 2 号職員に該当する職員のうち、附則第 9 項、第 1 0 項、第 1 2 項又は第 1 3 項の規定（以下「住居手当経過措置規定」という。）による住居手当の支給を受けるものの住居手当の月額は、新規程第 1 3 条第 2 項及び住居手当経過措置規定によりなおその効力を有するものとされる旧規程第 1 3 条第 2 項の規定にかかわらず、新規程第 1 3 条第 2 項の規定による住居手当の月額と住居手当経過措置規定によりなおその効力を有するものとされる旧規程第 1 3 条第 2 項の規定による住居手当の月額との合計額とする。

（その他の経過措置）

16 この附則において別に定めることとされている事項及びこの規程の施行に関し必要な

経過措置は、理事長が定める。

附 則（平成28年12月2日決定）

（施行期日）

- 1 この規程は、平成28年12月9日から施行する。ただし、別表第1の4の改正規定は、平成29年4月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 この規程による改正後の地方独立行政法人京都市立病院機構職員給与規程（以下「改正後の規程」という。）第27条第2項の規定は、平成28年12月の支給に係る勤勉手当から適用する。

（勤勉手当の額の特例）

- 3 平成28年12月の支給に係る勤勉手当の額に関する改正後の規程第27条第2項の規定の適用については、同項第1号中「100分の85」とあるのは「100分の90」と、「100分の105」とあるのは「100分の110」と、同項第2号中「100分の40」とあるのは「100分の42.5」とする。

別表第1の1（第3条関係）

医療職給料表

職務の級 号給	1級	2級	3級	4級
	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円
1	240,800	327,400	394,300	470,100
2	243,300	330,400	397,200	472,400
3	245,800	333,300	400,100	474,600
4	248,300	336,400	403,000	476,900
5	250,700	339,100	405,700	479,200
6	254,400	342,500	408,400	481,400
7	258,200	345,800	411,200	483,600
8	262,000	349,000	414,000	485,800
9	265,600	352,100	416,600	487,800
10	269,600	355,300	419,300	489,900
11	273,600	358,600	422,000	492,000
12	277,600	362,000	424,700	494,100
13	281,500	365,300	427,200	496,200
14	285,400	368,900	429,700	498,300
15	289,400	372,300	432,100	500,400
16	293,300	376,000	434,600	502,500
17	297,000	379,600	436,800	504,600
18	300,700	382,300	439,200	506,600
19	304,400	385,100	441,600	508,600
20	308,100	387,900	444,000	510,600
21	311,900	390,800	446,000	512,400
22	315,600	393,400	448,400	514,200
23	319,200	396,000	450,800	516,100
24	323,100	398,600	453,100	518,000
25	326,700	400,900	455,300	519,700
26	329,600	403,200	457,600	521,500
27	332,500	405,500	459,800	523,300
28	335,300	407,800	462,100	525,100
29	338,300	410,200	464,300	527,000
30	340,800	412,300	466,600	528,800
31	343,200	414,300	468,900	530,600
32	345,800	416,400	471,100	532,400
33	348,400	418,500	473,100	534,000
34	350,800	420,500	475,200	535,800
35	353,100	422,500	477,300	537,500
36	355,600	424,500	479,400	539,300
37	358,000	426,600	481,500	540,900
38	360,400	428,600	483,300	542,500
39	362,800	430,600	485,100	543,900
40	365,200	432,600	486,900	545,500
41	367,500	434,600	488,600	547,000

42	368,900	436,400	490,400	548,400
43	370,400	438,100	492,200	549,800
44	371,900	439,900	494,000	551,100
45	373,400	441,800	495,600	552,300
46	374,800	443,600	497,300	553,300
47	376,300	445,400	499,100	554,300
48	377,800	447,100	500,900	555,300
49	379,100	448,900	502,500	556,300
50	380,100	450,600	503,800	557,200
51	381,100	452,400	505,100	558,100
52	382,100	454,200	506,400	559,000
53	383,100	456,100	507,700	559,800
54	384,000	457,300	509,000	560,700
55	384,900	458,500	510,300	561,600
56	385,800	459,700	511,600	562,500
57	386,800	460,900	512,600	563,400
58	387,700	461,900	513,400	564,300
59	388,500	462,900	514,200	565,200
60	389,300	463,900	515,000	565,900
61	390,100	464,700	515,900	566,800
62	390,600	465,400	516,700	567,700
63	391,000	466,100	517,600	568,600
64	391,500	466,800	518,400	569,500
65	391,800	467,500	519,300	570,400
66		468,200	520,200	
67		468,900	520,900	
68		469,600	521,800	
69		470,100	522,700	
70		470,800	523,500	
71		471,500	524,400	
72		472,200	525,300	
73		472,600	526,100	
74		473,200	527,000	
75		473,900	527,900	
76		474,600	528,600	
77		475,000	529,400	
78		475,600	530,300	
79		476,200	531,200	
80		476,700	532,100	
81		477,300	532,900	
82		477,800	533,800	
83		478,300	534,700	
84		478,800	535,600	
85		479,200	536,400	
86		479,800	537,300	
87		480,200	538,200	
88		480,700	539,100	

89		481,200	539,900
90		481,800	
91		482,400	
92		482,800	
93		483,300	
94		483,900	
95		484,500	
96		485,100	
97		485,600	

備考 この表は、医師及び歯科医師に適用する。

別表第1の2（第3条関係）

看護職給料表

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円	円	円
1	157,400	224,900	233,300	270,800	282,800	313,700	346,400
2	159,000	226,700	235,000	272,600	285,000	316,300	349,200
3	160,600	228,500	236,800	274,400	287,300	318,800	351,900
4	162,200	230,200	238,400	276,200	289,600	321,400	354,700
5	163,900	231,400	239,800	277,500	291,800	323,900	357,200
6	165,600	233,100	241,600	279,400	294,100	326,500	360,000
7	167,300	234,900	243,400	281,300	296,400	329,100	362,800
8	169,000	236,700	244,900	283,200	298,700	331,700	365,600
9	170,800	237,900	246,300	284,500	300,900	334,200	368,100
10	172,600	239,600	248,000	285,800	303,200	336,800	370,900
11	174,400	241,400	249,800	287,700	305,500	339,400	373,700
12	176,200	243,100	251,500	289,600	307,800	341,900	376,400
13	177,900	244,400	252,800	291,600	310,000	344,500	379,000
14	179,600	246,100	254,600	293,900	312,300	347,100	381,900
15	181,200	247,900	256,300	294,900	314,600	349,700	384,700
16	182,900	249,300	258,000	297,200	316,900	352,200	387,600
17	184,400	250,900	259,400	299,300	319,200	354,800	390,200
18	186,100	252,300	261,200	301,600	321,500	357,400	393,200
19	187,800	254,000	263,000	303,800	323,800	359,900	396,200
20	189,500	255,800	264,800	306,100	326,000	362,500	399,200
21	190,900	257,500	266,100	308,400	328,300	365,100	400,900
22	192,600	258,900	267,900	310,700	330,400	367,700	403,100
23	194,300	260,700	269,700	312,900	332,600	370,300	406,000
24	196,000	262,500	271,500	315,200	334,700	372,900	408,800
25	197,400	264,200	272,800	317,100	337,000	375,600	411,600
26	199,100	265,700	274,500	319,200	339,100	378,300	414,200
27	200,800	267,500	276,300	321,300	341,300	381,000	416,900
28	202,500	269,300	278,100	323,300	343,400	383,600	419,700
29	203,900	270,900	279,500	325,400	345,600	386,400	422,300
30	205,600	272,500	281,300	327,400	347,800	389,100	424,800
31	207,300	274,200	283,100	329,500	349,900	391,700	427,500
32	209,000	276,000	284,900	331,500	352,100	394,300	430,200
33	210,400	277,600	286,600	333,600	354,200	396,900	433,000
34	212,100	279,400	287,900	335,700	356,300	399,300	435,600
35	213,800	281,200	289,700	337,600	358,400	401,600	438,300
36	215,500	283,000	291,500	339,700	360,600	404,000	440,900
37	216,900	284,700	293,200	341,700	362,700	406,000	443,600
38	218,500	285,900	294,600	343,700	364,900	407,800	446,200
39	220,200	287,600	296,400	345,700	367,000	409,900	448,700
40	221,900	289,400	298,100	347,700	369,100	412,000	451,300
41	223,400	290,800	299,800	349,700	371,200	414,100	453,000

42	224,900	292,000	301,100	351,800	373,300	416,100	455,100
43	226,600	293,300	302,900	353,900	375,300	418,000	457,100
44	228,300	295,100	304,700	356,000	377,400	420,100	459,200
45	229,900	296,800	306,400	357,200	378,800	421,800	461,400
46	231,500	298,000	307,800	359,100	380,600	423,300	463,500
47	233,200	299,200	309,600	360,900	382,400	424,800	465,500
48	234,800	301,000	311,300	362,700	384,200	426,400	467,600
49	236,400	302,500	313,000	364,100	385,800	427,700	469,800
50	238,000	303,400	314,300	365,600	387,500	429,100	471,800
51	239,700	304,400	316,200	367,200	389,100	430,600	473,800
52	241,300	305,700	318,100	368,700	390,900	432,100	475,900
53	242,900	306,900	319,600	370,300	392,500	433,500	478,000
54	244,400	307,800	320,600	371,600	393,900	434,800	479,800
55	246,100	308,900	322,100	372,900	395,300	436,100	481,600
56	247,800	310,000	323,400	374,200	396,700	437,400	483,200
57	249,400	311,300	324,000	375,100	398,200	438,400	484,800
58	251,000	312,300	324,800	376,200	399,100	439,200	486,300
59	252,700	313,300	326,000	377,000	400,200	440,200	487,800
60	254,400	314,300	327,200	377,800	401,200	441,200	489,300
61	256,000	315,300	328,400	378,300	402,100	442,200	490,800
62	257,700	316,200	329,400	379,100	402,900	443,100	491,700
63	259,400	317,200	330,300	379,700	403,700	444,100	492,600
64	261,100	318,100	331,500	380,300	404,500	445,100	493,500
65	262,700	318,900	332,800	380,800	405,100	445,900	494,300
66	264,400	319,800	333,900	381,500	405,900	446,900	495,200
67	266,100	320,700	334,800	382,100	406,600	447,900	496,100
68	267,800	321,500	335,800	382,800	407,400	448,800	497,000
69	269,300	322,500	337,100	383,300	408,100	449,600	497,700
70	271,000	323,100	337,900	383,900	408,900	450,200	498,500
71	272,700	323,900	338,900	384,500	409,700	451,100	499,400
72	274,400	324,700	339,900	385,300	410,400	452,000	500,300
73	276,000	325,600	341,200	385,800	411,100	452,900	501,000
74	277,700	326,400	342,300	386,400	411,700	453,600	501,900
75	279,400	327,200	343,000	387,000	412,400	454,300	502,800
76	281,100	328,000	344,000	387,700	413,100	455,000	503,700
77	282,700	328,700	344,900	388,300	414,000	455,800	504,300
78	284,200	329,400	345,800	388,900	414,700	456,500	505,100
79	285,700	330,100	346,800	389,500	415,500	457,200	506,000
80	287,200	330,800	347,800	390,100	416,200	457,900	506,900
81	288,800	331,400	348,500	390,700	416,900	458,700	507,600
82	289,700	332,000	349,400	391,300	417,600	459,400	508,400
83	290,600	332,600	350,300	392,000	418,300	460,100	509,300
84	291,500	333,200	351,300	392,600	419,000	460,800	510,200
85	292,500	333,800	352,100	393,100	419,500	461,600	510,900
86	293,300	334,400	353,000	393,700	420,200	462,300	511,700
87	294,100	335,000	353,800	394,400	420,900	463,000	512,600
88	294,900	335,600	354,800	395,000	421,600	463,700	513,500

89	295,800	336,200	355,700	395,500	422,100	464,500	514,200
90	296,400	336,800	356,600	396,100	422,800	465,200	
91	297,000	337,300	357,300	396,800	423,500	465,900	
92	297,600	337,900	358,200	397,400	424,200	466,600	
93	298,300	338,500	359,300	397,900	424,700	467,300	
94	298,900	339,100	359,800	398,500	425,400	467,900	
95	299,500	339,700	360,700	399,200	426,100	468,600	
96	300,100	340,300	361,700	399,800	426,800	469,300	
97	300,600	340,700	362,400	400,300	427,300	470,100	
98	301,200	341,300	362,800	400,900	427,900		
99	301,800	341,900	363,300	401,600	428,600		
100	302,400	342,500	364,000	402,300	429,300		
101	302,800	342,900	365,100	402,700	429,800		
102	303,300	343,500	365,900	403,300	430,500		
103	303,800	344,100	366,600	404,000	431,200		
104	304,300	344,700	367,000	404,700	431,900		
105	304,600	345,100	367,600	405,100	432,300		
106		345,700	368,300	405,800			
107		346,300	369,000	406,400			
108		346,900	369,400	407,000			
109		347,300	369,900	407,500			
110		347,900	370,500	408,200			
111		348,500	371,000	408,800			
112		349,100	371,500	409,500			
113		349,500	371,700	409,800			
114		350,100	372,300	410,500			
115		350,700	372,900	411,200			
116		351,300	373,100	411,700			
117		351,600	373,500	412,100			
118		352,200	374,100				
119		352,800	374,700				
120		353,400	374,900				
121		353,700	375,300				
122		354,300	375,900				
123		354,900	376,500				
124		355,500	376,800				
125		355,800	377,100				
126		356,300	377,600				
127		356,800	378,100				
128		357,300	378,400				
129		357,600	378,900				
130			379,200				
131			379,700				
132			380,100				
133			380,600				
134			381,000				
135			381,500				

136			382,000			
137			382,300			
138			382,700			
139			383,200			
140			383,700			
141			384,000			
142			384,400			
143			384,900			
144			385,400			
145			385,700			
146			386,200			
147			386,700			
148			387,200			
149			387,400			

備考1 この表は、看護師及び准看護師に適用する。

2 この表にかかわらず、再雇用職員の給料月額を、看護師にあつては255,600円、准看護師にあつては220,990円とする。

別表第1の3（第3条関係）

薬剤職給料表

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円	円	円
1	185,000	197,000	216,500	262,800	282,800	316,900	346,400
2	186,100	198,800	218,300	265,000	285,000	319,200	349,200
3	187,200	200,600	220,100	267,000	287,300	321,500	351,900
4	188,300	202,400	221,900	269,000	289,600	323,700	354,700
5	189,400	204,100	223,600	270,700	291,800	326,100	357,200
6	190,900	205,900	225,500	272,900	294,100	328,400	360,000
7	192,400	207,700	227,300	275,100	296,400	330,700	362,800
8	193,900	209,500	229,200	277,300	298,700	332,900	365,600
9	195,400	211,200	230,700	278,600	300,900	335,300	368,100
10	197,200	213,000	232,700	280,800	303,200	337,600	370,900
11	199,000	214,800	234,600	283,000	305,500	339,900	373,700
12	200,800	216,600	236,500	285,200	307,800	342,100	376,400
13	202,400	218,300	237,800	286,500	310,000	344,500	379,000
14	204,200	220,200	239,800	288,800	312,300	347,000	381,900
15	206,000	222,100	241,700	291,100	314,600	349,500	384,700
16	207,800	224,000	243,700	293,400	316,900	351,900	387,600
17	209,400	225,600	244,900	294,400	319,200	354,500	390,200
18	211,200	227,600	246,900	296,700	321,500	357,100	393,200
19	213,000	229,600	249,000	299,000	323,800	359,600	396,200
20	214,800	231,600	251,100	301,300	326,000	362,200	399,200
21	216,400	232,900	253,200	303,500	328,300	364,800	400,900
22	218,000	234,700	255,200	305,800	330,400	367,500	403,100
23	219,800	236,700	257,100	308,000	332,600	370,200	406,000
24	221,700	238,600	259,200	310,300	334,700	372,900	408,800
25	223,400	240,200	260,900	312,500	337,000	375,400	411,600
26	224,800	242,100	262,800	314,700	339,100	378,100	414,200
27	226,500	244,000	264,800	316,800	341,300	380,800	416,900
28	228,500	245,100	266,000	319,000	343,400	383,500	419,700
29	230,400	246,300	267,900	321,200	345,600	386,300	422,300
30	232,000	247,700	269,900	323,300	347,800	388,900	424,800
31	234,000	249,200	271,900	325,500	349,900	391,500	427,500
32	235,900	250,800	273,000	327,500	352,100	394,100	430,200
33	237,700	252,400	274,900	329,500	354,200	396,700	433,000
34	238,800	253,900	276,800	331,500	356,300	399,100	435,600
35	239,900	255,300	278,700	333,600	358,400	401,400	438,300
36	241,000	256,800	280,000	335,700	360,600	403,800	440,900
37	242,200	258,500	281,900	337,600	362,700	405,800	443,600
38	243,300	260,000	283,800	339,700	364,900	407,600	446,200
39	244,400	261,700	285,700	341,700	367,000	409,700	448,700
40	245,500	263,500	286,900	343,700	369,100	411,800	451,300
41	246,700	264,600	288,900	345,700	371,200	414,000	453,000

42	247,800	266,000	290,800	347,700	373,300	416,000	455,100
43	248,900	267,700	292,700	349,700	375,300	417,900	457,100
44	250,000	269,300	294,100	351,800	377,400	420,000	459,200
45	251,200	270,700	295,900	353,800	378,800	421,700	461,400
46	252,300	272,200	297,500	355,700	380,600	423,200	463,500
47	253,400	273,700	299,300	357,500	382,400	424,700	465,500
48	254,500	275,300	301,100	359,400	384,200	426,300	467,600
49	255,700	276,800	302,800	360,700	385,800	427,500	469,800
50	256,800	278,100	304,600	362,100	387,500	428,700	471,800
51	257,900	279,600	306,200	363,600	389,100	430,000	473,800
52	259,000	281,000	307,900	364,900	390,900	431,300	475,900
53	260,200	282,600	309,700	366,100	392,500	432,700	478,000
54	261,300	284,100	311,400	367,300	393,900	433,600	479,800
55	262,400	285,600	312,900	368,500	395,300	434,700	481,600
56	263,500	287,000	314,500	369,800	396,700	435,800	483,200
57	264,700	288,200	316,100	370,900	398,200	436,500	484,800
58	265,500	289,300	317,500	371,900	399,100	437,500	486,300
59	266,300	290,400	318,700	372,900	400,200	438,500	487,800
60	267,100	291,500	319,800	373,900	401,200	439,400	489,300
61	267,900	292,800	321,000	374,700	402,100	440,300	490,800
62	268,400	294,000	322,400	375,600	402,900	441,300	491,700
63	268,900	295,200	323,300	376,500	403,700	442,300	492,600
64	269,400	296,300	324,700	377,100	404,500	443,200	493,500
65	269,700	297,300	325,700	377,800	405,100	444,000	494,300
66	270,200	298,300	326,700	378,400	405,900	445,000	495,200
67	270,700	299,300	328,000	379,000	406,600	446,000	496,100
68	271,200	300,400	329,300	379,600	407,400	447,000	497,000
69	271,500	301,500	330,400	380,200	408,100	447,700	497,700
70	272,000	302,200	331,500	380,800	408,900	448,600	498,500
71	272,500	303,000	332,800	381,400	409,700	449,500	499,400
72	273,000	303,800	334,200	382,000	410,400	450,100	500,300
73	273,300	304,700	335,000	382,600	411,100	451,000	501,000
74	273,800	305,400	336,200	383,200	411,700	451,700	501,900
75	274,300	306,000	337,500	383,800	412,400	452,400	502,800
76	274,800	306,700	338,700	384,400	413,100	453,100	503,700
77	275,100	307,300	339,600	385,000	414,000	453,900	504,300
78	275,600	307,700	340,800	385,600	414,700	454,600	505,100
79	276,100	308,400	342,100	386,200	415,500	455,300	506,000
80	276,600	309,100	343,000	386,800	416,200	456,000	506,900
81	276,900	309,900	344,100	387,400	416,900	456,800	507,600
82	277,400	310,500	345,300	388,000	417,600	457,500	508,400
83	277,900	311,100	346,600	388,600	418,300	458,200	509,300
84	278,400	311,700	347,500	389,200	419,000	458,900	510,200
85	278,700	312,200	348,600	389,800	419,500	459,700	510,900
86	279,200	312,700	349,900	390,400	420,200	460,400	511,700
87	279,700	313,200	351,100	391,000	420,900	461,100	512,600
88	280,200	313,700	352,000	391,700	421,600	461,800	513,500

89	280,500	314,300	353,100	392,200	422,100	462,600	514,200
90	281,000	314,800	354,300	392,800	422,800	463,300	
91	281,500	315,300	355,600	393,400	423,500	464,000	
92	282,000	315,700	356,600	394,100	424,200	464,700	
93	282,300	316,300	357,500	394,600	424,700	465,500	
94	282,800	316,800	358,500	395,200	425,400	466,200	
95	283,300	317,300	359,500	395,800	426,100	466,900	
96	283,800	317,800	360,000	396,500	426,800	467,500	
97	284,100	318,300	360,700	397,000	427,300	468,200	
98	284,600	318,700	361,500	397,600	427,900		
99	285,100	319,200	362,400	398,200	428,600		
100	285,600	319,700	362,900	398,900	429,300		
101	285,900	320,200	363,700	399,400	429,800		
102	286,400	320,700	364,400	400,000	430,500		
103	286,900	321,100	365,200	400,600	431,200		
104	287,400	321,600	365,900	401,300	431,900		
105	287,700	322,100	366,400	401,800	432,300		
106		322,600	367,100	402,400			
107		322,900	367,900	403,000			
108		323,400	368,600	403,700			
109		323,900	369,100	404,200			
110		324,400	369,700	404,900			
111		324,900	370,600	405,600			
112		325,400	371,300	406,100			
113		325,700	371,800	406,600			
114		326,200	372,400	407,200			
115		326,700	373,200	407,900			
116		327,200	373,700	408,600			
117		327,500	374,500	409,000			
118		328,000	374,900				
119		328,500	375,400				
120		329,000	376,000				
121		329,300	376,400				
122		329,800	376,800				
123		330,300	377,300				
124		330,800	377,900				
125		331,100	378,300				
126		331,600	378,700				
127		332,100	379,200				
128		332,600	379,800				
129		332,900	380,200				
130			380,600				
131			381,000				
132			381,600				
133			382,000				
134			382,300				
135			382,800				

136			383,400			
137			383,800			
138			384,300			
139			384,800			
140			385,300			
141			385,600			

備考1 この表は、薬剤師に適用する。

2 この表にかかわらず、再雇用職員の給料月額を、254,400円とする。

別表第1の4（第3条関係）

事務職・医療技術職給料表

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円	円	円	円
1	134,500	182,500	216,500	262,800	282,800	313,700	346,400	389,800
2	135,500	184,300	218,300	265,000	285,000	316,300	349,200	392,600
3	136,500	186,100	220,100	267,000	287,300	318,800	351,900	395,600
4	137,500	187,900	221,900	269,000	289,600	321,400	354,700	398,600
5	138,300	189,600	223,600	270,700	291,800	323,900	357,200	401,600
6	139,400	191,400	225,500	272,900	294,100	326,500	360,000	404,500
7	140,500	193,200	227,300	275,100	296,400	329,100	362,800	407,500
8	141,600	195,000	229,200	277,300	298,700	331,700	365,600	410,400
9	142,700	196,700	230,700	278,600	300,900	334,200	368,100	413,400
10	143,800	198,500	232,700	280,800	303,200	336,800	370,900	416,300
11	144,900	200,300	234,600	283,000	305,500	339,400	373,700	419,300
12	146,000	202,100	236,500	285,200	307,800	341,900	376,400	422,300
13	147,100	203,800	237,800	286,500	310,000	344,500	379,000	425,200
14	148,400	205,600	239,800	288,800	312,300	347,100	381,900	428,200
15	149,700	207,400	241,700	291,100	314,600	349,700	384,700	431,200
16	151,000	209,200	243,700	293,400	316,900	352,200	387,600	434,100
17	152,300	210,900	244,900	294,400	319,200	354,800	390,200	437,000
18	153,800	212,700	246,800	296,700	321,500	357,400	393,200	440,000
19	155,300	214,500	248,800	299,000	323,800	359,900	396,200	443,000
20	156,800	216,300	250,800	301,300	326,000	362,500	399,200	446,000
21	158,100	218,000	252,800	303,500	328,300	365,100	400,900	448,900
22	160,100	219,800	254,700	305,800	330,400	367,700	403,100	452,000
23	162,100	221,600	256,600	308,000	332,600	370,300	406,000	455,100
24	164,100	223,400	258,400	310,300	334,700	372,900	408,800	458,100
25	166,000	225,100	260,300	312,500	337,000	375,600	411,600	460,800
26	168,000	226,800	262,200	314,700	339,100	378,300	414,200	463,900
27	170,000	228,600	264,100	316,800	341,300	381,000	416,900	466,900
28	172,000	230,400	265,600	319,000	343,400	383,600	419,700	470,000
29	173,900	232,200	267,000	321,200	345,600	386,400	422,300	472,900
30	175,900	233,500	268,900	323,300	347,800	389,100	424,800	476,200
31	177,900	235,400	270,800	325,500	349,900	391,700	427,500	479,600
32	179,900	237,400	272,700	327,500	352,100	394,300	430,200	482,800
33	181,600	239,300	273,700	329,500	354,200	396,900	433,000	486,200
34	183,400	240,800	275,600	331,500	356,300	399,300	435,600	489,200
35	185,200	242,700	277,500	333,600	358,400	401,600	438,300	492,100
36	187,000	244,500	279,400	335,700	360,600	404,000	440,900	495,200
37	188,700	245,500	280,400	337,600	362,700	406,000	443,600	498,100
38	190,500	247,000	282,300	339,700	364,900	407,800	446,200	500,700
39	192,300	248,500	284,200	341,700	367,000	409,900	448,700	503,400
40	194,100	250,100	286,100	343,700	369,100	412,000	451,300	506,000
41	195,800	251,700	287,100	345,700	371,200	414,100	453,000	508,400

42	197,600	253,200	288,900	347,700	373,300	416,100	455,100	510,600
43	199,400	254,700	290,700	349,700	375,300	418,000	457,100	512,800
44	201,200	256,300	292,500	351,800	377,400	420,100	459,200	515,000
45	202,800	257,900	293,800	353,800	378,800	421,800	461,400	517,300
46	204,500	259,400	295,500	355,700	380,600	423,300	463,500	519,500
47	206,300	261,100	297,100	357,500	382,400	424,800	465,500	521,700
48	208,100	262,900	298,800	359,400	384,200	426,400	467,600	523,900
49	209,700	264,100	300,500	360,700	385,800	427,700	469,800	526,200
50	211,400	265,600	302,100	362,100	387,500	429,100	471,800	528,200
51	213,100	267,400	303,800	363,600	389,100	430,600	473,800	530,400
52	214,800	269,100	305,500	364,900	390,900	432,100	475,900	532,500
53	216,300	270,300	307,000	366,100	392,500	433,500	478,000	534,500
54	218,000	271,900	308,600	367,300	393,900	434,800	479,800	536,300
55	219,500	273,500	310,300	368,500	395,300	436,100	481,600	538,100
56	221,200	275,200	311,900	369,800	396,700	437,400	483,200	539,800
57	222,600	276,500	313,200	370,900	398,200	438,400	484,800	541,700
58	224,100	277,900	314,700	371,900	399,100	439,200	486,300	543,400
59	225,700	279,500	316,400	372,900	400,200	440,200	487,800	545,100
60	227,300	281,000	318,100	373,900	401,200	441,200	489,300	546,800
61	228,900	282,600	319,300	374,700	402,100	442,200	490,800	548,400
62	230,500	284,100	320,400	375,600	402,900	443,100	491,700	550,100
63	232,100	285,600	321,800	376,500	403,700	444,100	492,600	551,700
64	233,800	287,000	323,000	377,100	404,500	445,100	493,500	553,400
65	235,200	288,200	323,500	377,800	405,100	445,900	494,300	555,000
66	236,800	289,400	324,600	378,400	405,900	446,900	495,200	556,100
67	238,400	290,600	325,400	379,000	406,600	447,900	496,100	557,300
68	240,000	291,800	326,400	379,600	407,400	448,800	497,000	558,500
69	241,300	293,000	327,400	380,200	408,100	449,600	497,700	559,500
70	242,800	294,200	328,300	380,800	408,900	450,200	498,500	560,700
71	244,200	295,400	329,300	381,400	409,700	451,100	499,400	561,900
72	245,700	296,500	330,100	382,000	410,400	452,000	500,300	563,100
73	247,000	297,700	331,300	382,600	411,100	452,900	501,000	564,000
74	248,400	298,800	332,300	383,200	411,700	453,600	501,900	565,200
75	249,800	299,900	333,400	383,800	412,400	454,300	502,800	566,400
76	251,200	301,100	334,500	384,400	413,100	455,000	503,700	567,600
77	252,400	302,200	335,200	385,000	414,000	455,800	504,300	568,500
78	253,700	303,100	336,100	385,600	414,700	456,500	505,100	569,600
79	255,000	304,000	337,200	386,200	415,500	457,200	506,000	570,800
80	256,300	304,900	338,200	386,800	416,200	457,900	506,900	572,000
81	257,400	305,800	339,100	387,400	416,900	458,700	507,600	573,000
82	258,500	306,200	339,900	388,000	417,600	459,400	508,400	
83	259,600	306,800	340,900	388,600	418,300	460,100	509,300	
84	260,700	307,600	341,900	389,200	419,000	460,800	510,200	
85	261,900	308,400	342,800	389,800	419,500	461,600	510,900	
86	262,900	309,100	343,500	390,400	420,200	462,300	511,700	
87	263,900	309,800	344,400	391,000	420,900	463,000	512,600	
88	264,900	310,500	345,400	391,700	421,600	463,700	513,500	

89	265,900	311,000	346,400	392,200	422,100	464,500	514,200
90	266,700	311,500	347,400	392,800	422,800	465,200	
91	267,500	312,000	348,000	393,400	423,500	465,900	
92	268,300	312,500	349,000	394,100	424,200	466,600	
93	268,800	313,100	349,800	394,600	424,700	467,300	
94	269,300	313,600	350,600	395,200	425,400	467,900	
95	269,800	314,100	351,500	395,800	426,100	468,600	
96	270,300	314,600	352,000	396,500	426,800	469,300	
97	270,600	315,200	353,100	397,000	427,300	470,100	
98		315,600	353,900	397,600	427,900		
99		316,100	354,900	398,200	428,600		
100		316,600	355,900	398,900	429,300		
101		317,200	356,400	399,400	429,800		
102		317,600	357,100	400,000	430,500		
103		318,100	358,000	400,600	431,200		
104		318,600	359,000	401,300	431,900		
105		319,200	359,700	401,800	432,300		
106		319,700	360,200	402,400			
107		320,200	361,000	403,000			
108		320,700	361,900	403,700			
109		321,200	362,700	404,200			
110		321,700	363,100	404,900			
111		322,200	364,000	405,600			
112		322,700	364,800	406,100			
113		323,000	365,600	406,600			
114		323,500	366,300	407,200			
115		324,000	366,700	407,900			
116		324,500	367,300	408,600			
117		324,800	368,000	409,000			
118		325,300	368,700				
119		325,800	369,300				
120		326,300	369,700				
121		326,600	370,100				
122		327,100	370,600				
123		327,600	371,000				
124		328,100	371,400				
125		328,400	371,600				
126		328,900	371,900				
127		329,400	372,400				
128		329,900	372,900				
129		330,200	373,100				
130		330,700	373,300				
131		331,200	373,700				
132		331,700	374,200				
133		332,000	374,500				
134		332,500	374,700				
135		333,000	375,100				

136		333,500	375,600				
137		333,800	375,900				
138			376,300				
139			376,500				
140			377,000				
141			377,300				
142			377,700				
143			378,200				
144			378,400				
145			378,600				
146			379,000				
147			379,500				
148			379,700				
149			379,900				

備考1 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

2 1級の35号給を受ける職員のうち、新たにこの表の適用を受けることとなった職員で別に定めるものの給料月額は、この表の額にかかわらず、182,700円とする。

3 この表にかかわらず、再雇用職員の給料月額は、250,700円とする。

別表第1の5（第3条関係）

技術職給料表

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円	円	円	円
1	148,000	183,100	216,500	261,300	282,800	314,700	346,400	391,100
2	149,200	184,800	218,300	263,100	284,900	317,300	349,200	394,100
3	150,400	186,500	220,100	265,200	287,100	319,800	351,900	397,100
4	151,600	188,200	221,900	267,200	289,300	322,400	354,700	400,100
5	152,800	190,000	223,600	269,200	291,400	324,800	357,200	403,000
6	154,200	191,700	225,500	270,900	293,600	327,400	360,000	405,900
7	155,600	193,400	227,300	273,100	295,800	330,000	362,800	408,800
8	157,000	195,100	229,200	275,300	298,000	332,600	365,600	411,600
9	158,300	196,900	230,700	277,100	300,200	335,200	368,100	414,400
10	160,200	198,700	232,700	278,700	302,500	337,900	370,900	417,200
11	162,100	200,500	234,600	280,900	304,800	340,600	373,700	420,100
12	164,000	202,300	236,500	283,100	307,100	343,200	376,400	423,000
13	165,900	203,800	237,800	285,100	309,300	345,700	379,000	425,800
14	167,900	205,600	239,800	286,500	311,700	348,400	381,900	428,600
15	169,900	207,400	241,700	288,700	314,100	351,000	384,700	431,500
16	171,900	209,200	243,700	290,900	316,500	353,700	387,600	434,400
17	173,700	210,900	244,900	293,100	318,900	356,200	390,200	437,200
18	175,800	212,700	246,800	294,200	321,200	358,800	393,200	439,900
19	177,900	214,500	248,800	296,500	323,600	361,500	396,200	442,800
20	180,000	216,300	250,800	298,800	325,900	364,200	399,200	445,700
21	182,000	217,900	252,800	301,100	328,100	366,700	400,900	448,500
22	183,700	219,700	254,700	303,400	330,300	369,300	403,100	451,300
23	185,400	221,500	256,600	305,800	332,600	372,000	406,000	454,200
24	187,100	223,300	258,400	308,100	334,800	374,700	408,800	457,000
25	188,900	224,900	260,300	310,500	337,100	377,300	411,600	459,800
26	190,600	226,700	262,200	312,700	339,300	379,600	414,200	462,600
27	192,300	228,500	264,100	315,000	341,600	382,200	416,900	465,400
28	194,000	230,300	265,600	317,200	343,800	384,700	419,700	468,300
29	195,800	231,900	267,000	319,500	345,900	387,400	422,300	471,100
30	197,500	233,100	268,900	321,700	348,200	390,000	424,800	473,900
31	199,200	235,000	270,800	323,900	350,400	392,500	427,500	476,700
32	200,900	237,000	272,700	326,200	352,700	395,000	430,200	479,600
33	202,700	238,900	273,700	328,200	354,700	397,500	433,000	482,200
34	204,300	240,400	275,600	330,500	356,800	399,900	435,600	484,800
35	206,000	242,300	277,500	332,700	358,900	402,200	438,300	487,400
36	207,700	244,100	279,400	335,000	361,100	404,600	440,900	489,900
37	209,500	245,000	280,400	336,900	363,100	406,500	443,600	492,100
38	211,100	246,500	282,300	339,100	365,300	408,300	446,200	494,300
39	212,700	248,000	284,200	341,200	367,400	410,400	448,700	496,500
40	214,300	249,600	286,100	343,300	369,500	412,500	451,300	498,500
41	215,900	251,100	287,100	345,500	371,500	414,600	453,000	500,600

42	217,500	252,500	288,900	347,500	373,500	416,400	455,100	502,800
43	218,900	253,900	290,700	349,500	375,400	418,100	457,100	504,900
44	220,500	255,400	292,500	351,600	377,400	420,000	459,200	507,100
45	222,000	257,200	293,800	353,600	379,000	421,800	461,400	509,100
46	223,400	258,700	295,500	355,500	380,800	423,200	463,500	511,300
47	224,900	260,400	297,100	357,300	382,600	424,600	465,500	513,500
48	226,400	262,200	298,800	359,200	384,400	426,100	467,600	515,600
49	228,100	263,300	300,500	360,500	385,800	427,500	469,800	517,600
50	229,700	264,700	302,100	361,900	387,500	428,700	471,800	519,700
51	231,200	266,400	303,800	363,400	389,100	430,200	473,800	521,900
52	232,700	268,100	305,500	364,700	390,900	431,700	475,900	524,000
53	234,100	269,400	307,000	365,900	392,500	433,100	478,000	526,100
54	235,300	271,000	308,600	367,100	393,900	434,300	479,800	528,200
55	236,600	272,500	310,300	368,300	395,300	435,500	481,600	530,400
56	237,900	274,000	311,900	369,600	396,700	436,700	483,200	532,500
57	239,000	275,500	313,200	370,800	398,200	437,700	484,800	534,600
58	240,200	276,900	314,700	371,800	399,100	438,700	486,300	536,700
59	241,300	278,200	316,400	372,800	400,200	439,700	487,800	538,900
60	242,500	279,700	318,100	373,800	401,200	440,700	489,300	541,000
61	243,700	281,000	319,300	374,600	402,100	441,700	490,800	543,100
62	244,900	282,400	320,500	375,400	402,900	442,600	491,700	544,800
63	246,100	283,800	322,000	376,300	403,700	443,600	492,600	546,500
64	247,300	285,200	323,300	376,800	404,500	444,600	493,500	548,100
65	248,400	286,100	324,000	377,300	405,100	445,600	494,300	549,500
66	249,600	287,200	324,800	378,100	405,900	446,600	495,200	550,700
67	250,800	288,400	325,900	378,800	406,600	447,600	496,100	551,900
68	252,000	289,300	327,200	379,300	407,400	448,500	497,000	553,100
69	253,100	290,300	328,600	379,800	408,100	449,400	497,700	554,100
70	254,300	291,200	329,600	380,600	408,900	450,000	498,500	555,300
71	255,500	292,300	330,600	381,200	409,700	450,900	499,400	556,500
72	256,700	293,500	331,800	381,800	410,400	451,800	500,300	557,700
73	257,800	294,500	333,100	382,300	411,100	452,800	501,000	558,700
74	259,000	295,300	334,300	383,000	411,700	453,600	501,900	559,800
75	260,200	296,400	335,100	383,600	412,400	454,400	502,800	561,000
76	261,400	297,500	336,100	384,200	413,100	455,200	503,700	562,200
77	262,400	298,600	337,300	384,800	414,000	455,800	504,300	563,200
78	263,300	299,400	338,300	385,400	414,700	456,600	505,100	564,300
79	264,200	300,500	339,200	386,000	415,500	457,400	506,000	565,500
80	265,100	301,600	340,100	386,600	416,200	458,200	506,900	566,700
81	266,100	302,700	341,200	387,300	416,900	458,800	507,600	567,700
82	266,800	303,600	342,200	387,900	417,600	459,600	508,400	
83	267,500	304,500	343,100	388,500	418,300	460,400	509,300	
84	268,200	305,300	343,800	389,100	419,000	461,200	510,200	
85	268,700	305,800	344,700	389,800	419,500	461,800	510,900	
86	269,200	306,500	345,700	390,400	420,200	462,600	511,700	
87	269,700	307,000	346,700	391,000	420,900	463,400	512,600	
88	270,200	307,700	347,700	391,700	421,600	464,200	513,500	

89	270,600	308,400	348,200	392,200	422,100	464,800	514,200
90	271,100	309,000	349,200	392,800	422,800	465,600	
91	271,600	309,600	350,200	393,400	423,500	466,400	
92	272,100	310,200	351,100	394,100	424,200	467,100	
93	272,400	310,700	351,700	394,600	424,700	467,700	
94	272,900	311,300	352,400	395,200	425,400	468,400	
95	273,400	311,900	353,300	395,800	426,100	469,200	
96	273,900	312,500	354,000	396,500	426,800	470,000	
97	274,200	313,000	354,600	397,000	427,300	470,600	
98		313,600	355,400	397,600	427,900		
99		314,200	356,200	398,200	428,600		
100		314,800	356,700	398,900	429,300		
101		315,200	357,400	399,400	429,800		
102		315,600	358,100	400,000	430,500		
103		316,100	358,900	400,600	431,200		
104		316,600	359,600	401,300	431,900		
105		317,200	360,200	401,800	432,300		
106		317,600	360,800	402,400			
107		318,100	361,600	403,000			
108		318,600	362,400	403,700			
109		319,200	363,000	404,200			
110		319,700	363,600	404,900			
111		320,200	364,400	405,600			
112		320,700	365,100	406,100			
113		321,200	365,800	406,600			
114		321,700	366,500	407,200			
115		322,200	366,900	407,900			
116		322,700	367,500	408,600			
117		322,900	368,000	409,000			
118		323,300	368,700				
119		323,800	369,300				
120		324,300	369,700				
121		324,600	370,100				
122		325,100	370,600				
123		325,600	371,000				
124		326,100	371,400				
125		326,400	371,600				
126		326,900	371,900				
127		327,400	372,400				
128		327,900	372,900				
129		328,200	373,100				
130		328,700	373,300				
131		329,200	373,700				
132		329,700	374,200				
133		330,000	374,500				
134		330,500	374,700				
135		331,000	375,100				

136		331,500	375,600				
137		331,800	375,900				
138			376,300				
139			376,500				
140			377,000				
141			377,300				
142			377,700				
143			378,200				
144			378,400				
145			378,600				
146			379,000				
147			379,500				
148			379,700				
149			379,900				

備考 この表は、技術職員に適用する。

別表第1の6（第3条関係）

業務職給料表

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円	円
1	139,000	183,200	216,500	246,200	262,800	282,800
2	140,100	184,900	218,300	248,000	265,000	285,000
3	141,200	186,600	220,100	250,100	267,000	287,300
4	142,300	188,300	221,900	252,100	269,000	289,600
5	143,400	189,900	223,600	254,100	270,700	291,800
6	144,500	191,700	225,300	255,800	272,900	294,100
7	145,600	193,500	227,100	257,800	275,100	296,400
8	146,700	195,300	228,900	259,900	277,300	298,700
9	147,800	197,100	230,700	262,000	278,600	300,900
10	149,100	198,900	232,700	264,000	280,800	303,200
11	150,400	200,700	234,600	265,900	283,000	305,500
12	151,700	202,500	236,500	267,800	285,200	307,800
13	153,000	204,300	237,800	269,900	286,500	310,000
14	154,300	206,100	239,800	271,800	288,800	312,300
15	155,600	207,900	241,700	273,400	291,100	314,600
16	156,900	209,700	243,700	275,600	293,400	316,900
17	158,300	211,500	244,900	277,800	294,400	319,200
18	159,600	213,300	246,800	279,700	296,700	321,500
19	160,900	215,100	248,800	281,200	299,000	323,800
20	162,200	216,900	250,800	283,400	301,300	326,000
21	163,600	218,600	252,800	285,700	303,500	328,300
22	165,000	220,400	254,700	287,300	305,800	330,400
23	166,400	222,200	256,600	289,600	308,000	332,600
24	167,800	224,000	258,400	291,900	310,300	334,700
25	169,300	225,700	260,300	293,600	312,500	337,000
26	170,900	227,500	262,200	295,900	314,700	339,100
27	172,500	229,300	264,100	298,100	316,800	341,300
28	174,100	231,100	265,600	300,400	319,000	343,400
29	175,700	232,800	267,000	302,600	321,200	345,600
30	177,400	234,200	268,900	304,800	323,300	347,800
31	179,100	236,100	270,800	306,800	325,500	349,900
32	180,700	238,100	272,700	308,900	327,500	352,100
33	182,300	239,400	273,700	311,100	329,500	354,200
34	184,000	240,700	275,600	313,000	331,500	356,300
35	185,700	242,600	277,500	315,000	333,600	358,400
36	187,400	244,600	279,400	317,200	335,700	360,600
37	189,000	246,000	280,400	318,900	337,600	362,700
38	190,800	247,700	282,300	320,700	339,700	364,900
39	192,600	249,200	284,200	322,700	341,700	367,000
40	194,400	250,800	286,100	324,700	343,700	369,100
41	196,200	252,600	287,100	326,600	345,700	371,200

42	198,000	253,900	288,900	328,400	347,700	373,300
43	199,800	255,500	290,700	330,100	349,700	375,300
44	201,600	257,400	292,500	332,100	351,800	377,400
45	203,400	259,000	293,800	334,200	353,800	378,800
46	205,100	260,100	295,500	335,900	355,700	380,600
47	206,900	261,800	297,100	337,900	357,500	382,400
48	208,700	263,600	298,800	339,600	359,400	384,200
49	210,400	265,000	300,500	341,600	360,700	385,800
50	212,100	266,100	302,100	343,100	362,100	387,500
51	213,900	267,800	303,800	344,900	363,600	389,100
52	215,600	269,400	305,500	346,800	364,900	390,900
53	217,100	271,000	307,000	347,700	366,100	392,500
54	218,800	272,400	308,600	348,800	367,300	393,900
55	220,500	274,000	310,300	350,300	368,500	395,300
56	222,200	275,700	311,900	351,900	369,800	396,700
57	223,800	277,000	313,200	352,900	370,900	398,200
58	225,200	278,400	314,700	354,000	371,900	399,100
59	227,000	280,000	316,400	355,300	372,900	400,200
60	228,800	281,500	318,100	356,400	373,900	401,200
61	230,400	282,900	319,300	357,400	374,700	402,100
62	231,900	284,400	320,400	358,400	375,600	402,900
63	233,700	285,900	321,800	359,200	376,500	403,700
64	235,400	287,300	323,000	359,900	377,100	404,500
65	237,000	288,300	323,500	360,600	377,800	405,100
66	238,500	289,600	324,500	361,500	378,400	405,900
67	240,300	290,700	325,200	362,200	379,000	406,600
68	242,000	291,800	326,100	362,800	379,600	407,400
69	243,600	293,100	327,300	363,400	380,200	408,100
70	245,000	294,300	328,200	364,200	380,800	408,900
71	246,800	295,500	329,200	364,900	381,400	409,700
72	248,600	296,600	330,000	365,700	382,000	410,400
73	250,200	297,800	331,100	366,200	382,600	411,100
74	251,800	298,900	332,100	366,700	383,200	411,700
75	253,400	300,000	333,200	367,500	383,800	412,400
76	255,000	301,200	334,300	368,200	384,400	413,100
77	256,600	302,300	334,900	368,800	385,000	414,000
78	257,900	303,200	335,800	369,600	385,600	414,700
79	259,200	304,100	336,900	370,000	386,200	415,500
80	260,500	305,000	337,900	370,800	386,800	416,200
81	261,700	305,800	338,700	371,200	387,400	416,900
82	262,800	306,400	339,500	371,700	388,000	417,600
83	263,900	307,200	340,500	372,500	388,600	418,300
84	265,000	308,000	341,500	373,100	389,200	419,000
85	266,200	308,900	342,300	373,500	389,800	419,500
86	267,100	309,500	343,000	374,100	390,400	420,200
87	268,000	310,300	343,900	374,600	391,000	420,900
88	268,800	311,100	344,900	375,300	391,700	421,600

89	269,600	312,000	345,800	375,800	392,200	422,100
90	270,400	312,600	346,700	376,500	392,800	422,800
91	271,200	313,400	347,600	376,900	393,400	423,500
92	272,000	314,200	348,100	377,300	394,100	424,200
93	272,700	315,100	349,000	377,700	394,600	424,700
94	273,100	315,800	349,900	378,200	395,200	425,400
95	273,500	316,600	350,700	378,700	395,800	426,100
96	273,900	317,400	351,600	379,100	396,500	426,800
97	274,100	318,100	352,100	379,600	397,000	427,300
98		318,800	352,800	380,000	397,600	427,900
99		319,600	353,500	380,500	398,200	428,600
100		320,400	354,400	381,000	398,900	429,300
101		321,000	355,100	381,500	399,400	429,800
102		321,800	355,900	381,900	400,000	430,500
103		322,600	356,400	382,400	400,600	431,200
104		323,200	356,900	382,900	401,300	431,900
105		323,900	357,400	383,400	401,800	432,300
106		324,600	358,000	383,800	402,400	
107		325,300	358,700	384,300	403,000	
108		326,000	359,300	384,800	403,700	
109		326,600	359,700	385,300	404,200	
110		327,300	360,300	385,700	404,900	
111		328,000	360,700	386,200	405,600	
112		328,700	361,100	386,700	406,100	
113		329,300	361,300	387,200	406,600	
114		329,700	361,700	387,700	407,200	
115		330,100	362,100	388,200	407,900	
116		330,500	362,500	388,700	408,600	
117		330,700	362,700	389,100	409,000	
118		331,100	362,900	389,600		
119		331,500	363,300	390,100		
120		331,900	363,700	390,600		
121		332,100	363,900	391,000		
122		332,500	364,100			
123		332,900	364,500			
124		333,300	364,900			
125		333,500	365,100			
126		333,900	365,400			
127		334,300	365,800			
128		334,700	366,100			
129		334,900	366,300			
130		335,300	366,500			
131		335,700	366,900			
132		336,100	367,300			
133		336,300	367,500			
134		336,700	367,700			
135		337,000	368,100			

136		337,400	368,500		
137		337,600	368,700		

備考 この表は、看護助手に適用する。

別表第2（第15条関係）

特殊勤務手当の種類，対象となる職員及び額

事業用電気工作物保安監督等手当	電気事業法又はボイラー及び圧力容器安全規則に基づき、事業用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督等を行うために選任された電気主任技術者、ボイラー・タービン主任技術者及びボイラー取扱作業主任者に対して、月額4,000円を超えない範囲内において支給することができる。
放射線取扱手当	エックス線その他の放射線を照射する業務に従事する職員に対して、日額230円を超えない範囲内において支給することができる。
保健医療業務手当	公衆衛生又は地域医療に関する業務に従事する職員に対して、回数による場合は1回20,000円を超えない範囲内において、日額による場合は1,500円を超えない範囲内において支給することができる。
能率手当	特に精神的な緊張を強いられる勤務、作業の質的な困難性が高い勤務、特に時間的な負担が掛かる勤務等に従事し、高度の能率を上げた職員に対して、1の年度を通じて給料月額の1.2倍の100分の25を超えない範囲内において支給することができる。
変則勤務手当	勤務時間の全部又は一部が深夜、早朝等著しく変則的な時間に属する職員に対して、回数による場合は1回8,800円を超えない範囲内において、日額による場合は12,000円を超えない範囲内において支給することができる。